

2次避難を検討されている 小中高校生等の保護者の皆さまへ

● 2次避難先の市町村において、公立の学校 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等)に 通うことができます。

- 住民票を移さなくても、学校に通うことができます。
- 学籍を、元の学校に置いたままにすることも、避難先の学校に移す(転校)こともできます。
- 手続きに必要な書類が整わなくても、通うことができます。
(事後に提出いただくことができます。)
- 避難前に通学していた学校が再開した際には、避難元に戻ることもできます。
- 避難先でも、学習継続のための支援(教科書、タブレット、心のケアなど)を受けられます。
- 家計が急変した場合などの経済的支援もあります。
- 就学前のお子さんは、避難先の公私立の幼稚園・認定こども園・保育所等の一時預かりも無料で利用できます。

● 手続等については、2次避難先の市町村の 教育委員会の窓口にご相談ください。

- 避難先の学校に柔軟に受け入れていただくよう、文部科学省から全国の教育委員会にお願いしています。

https://www.mext.go.jp/content/20240115-ope_dev03-000033400-5.pdf

- ✓ 令和6年度能登半島地震に関する文部科学省からのお知らせ
https://www.mext.go.jp/a_menu/notohantoujisin/index.html
- ✓ 目的別・令和6年能登半島地震に関する情報(石川県HP)
(「被害報告」のファイルから学校の再開状況を確認いただけます。)
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html>

